

年 月 日

四国以外のゆうちょ銀行・各郵便局をご利用の特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に四国以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、初回の納入の際、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行または郵便局名をご記入のうえ、当該ゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

なお、一度通知書を提出すれば翌年以降改めて提出する必要はありません。前年度指定通知書を提出されている方は、今年度も引き続き利用できます。

ゆうちょ銀行_____本・支店長様
_____郵便局長様

佐川町長



郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴店（局）を本町の町・県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 口座番号 | 01650 - 4 - 960300 |
| 2 | 加入者名 | 佐川町会計管理者 |
| 3 | 取りまとめ店 | 徳島貯金事務センター |